



令和 7 年度

厚生財団事業案内

(一財)新潟県教職員厚生財団は、相互扶助のもと県内教職員の福利厚生事業を行っています。

また、教育の振興発展のため団体や事業に助成を行っています。

創立
概況

大正 3 年 1 月 2 5 日
団員数 21,629 人
積立金 約 331 億円
令和 6 年 12 月 31 日現在

団員加入と厚生資金積立金

入団手続きされた団員の皆さまには、毎月積立てをしていただきます。

●積立月額額は給料月額に対して規定額以上をお願いします。

積立月額	給料月額 (教職調整額・調整額を含む) $\times \frac{1}{100}$ (100円未満は100円に切上げ) +800円以上
例)	給料月額 16万円台の方は 2,500円以上
	27万円台の方は 3,600円以上
	41万円台の方は 5,000円以上
	給料月額が1万円増すごとに積立月額 100円以上を加算します。

- ・積立月額をはじめ各種払込金は給料から控除いたします。
- ・ボーナスからも臨時積立てができます。
- ・厚生資金積立金は福利厚生事業の原資になるとともに貸付金の担保になります。在団中の一部払戻はできません。

●厚生資金積立金は退団されるときに全額を払戻します。

福利厚生事業の実施

厚生資金積立金をもとにして、団員へ次のような事業を実施しています。

貸付金	普通厚生費 (厚生資金積立金に繰入れ)	特別厚生費
総合健診受診料補助 人間ドック・オプション検査	生命保険団体扱い 新潟県教職員年金 大樹生命	贈与・発行物 手帳・ダイアリー・広報
継続団員連絡会 (退職後も継続加入の方)	退職を祝う会	退職準備金借入れ 銀行あっせん

【令和 7 年度変更点】
普通厚生費贈与率の改定
貸付利率の改定 災害資金を除く

貸付金種別 生活資金 | 自動車資金 | 結婚資金 | 入学資金 | 学資金 | 災害資金 | 住宅・宅地資金

特別厚生費種類 結婚祝金 | 出生祝金 | 就学祝金 | 病氣見舞金 | 香げ料 | 弔慰金 | 災害見舞金 | 永年団員祝金 | 養育費

新潟県民のための教育・文化活動の実施

公益目的事業

県内教育の振興発展に寄与することを目的に教育団体や教育文化事業に助成をしています。

各教育関係団体 伝統文化・芸術活動 研究・研修目的のサークル活動 など

公益目的事業とは・・・公益法人認定法上で示す「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」事業です。

一般財団法人 新潟県教職員厚生財団

TEL 025-228-3581

FAX 025-224-8830

〒951-8516 新潟市中央区東中通 1-86-73

URL <http://www.koseizaidan.or.jp>

E-mail info@koseizaidan.or.jp

財団はこんなことをしています

貸付金

貸付種別	使途	限度額	利率
生活資金貸付金	資金が必要なとき	200 万円	年 1.20%
自動車資金貸付金	車の購入、車検や修理等に	300 万円	年 1.20%
結婚資金貸付金	団員または子の結婚費用に	300 万円	年 1.20%
入学資金貸付金	団員または子の入学費用に	300 万円	年 1.20%
学資金貸付金	団員または子の在学費用に	300 万円	年 1.20%
災害資金貸付金	災害に遭い資金が必要なとき	300 万円	年 0.90%
住宅・宅地資金貸付金	宅地や住宅の購入、新築、増改築、修理等に	5 年後の退職一時金+200 万円 (最高 1,300 万円)	年 1.20%

○利率は令和 7 年 4 月 1 日現在のものです。**令和 7 年度改定** ○借入れ事由の発生から 1 年を経過してのお申込みはできません。○在団期間が 6 か月を超えていない団員はご利用できません。

普通厚生費

贈与率	令和 7 年度改定	年 0.12%	年度末に厚生資金積立金へ繰り入れ
-----	------------------	---------	------------------

特別厚生費

種別	請求事由	贈与額
結婚祝金	団員が結婚したとき	5 万円
出生祝金	団員に子が誕生したとき（死産ときは出産見舞金）	2 万円
就学祝金	団員の子が小学校 1 年生になったとき	2 万円
病気見舞金	入院 10 日以上または自宅療養 30 日以上るとき	2 万円
香げ料	団員の家族が死亡したとき	5 万円～ 1 万円
弔慰金	団員が死亡したとき	30 万円～ 7 万円
災害見舞金	火災・水害・地震等に遭ったとき	30 万円～ 1 万円
永年団員祝金	在団 10 年・20 年・25 年・30 年・35 年・40 年を経過したとき	各期 1 万円
養育費	団員が職務のために死亡したとき（子の養育費）	月額 1 万円

○請求期限は事由発生から 3 年間です。○在団期間が 6 か月を超えていない場合は贈与金額が半額になります。

総合健診等補助

補助対象	健診または検査名	補助額
人間ドック	日帰りドック	15,000 円
	1 泊 2 日ドック	25,000 円
オプション検査	肺がん検診（ヘリカル CT）	4,000 円
	肺がん検診（喀痰細胞診）	1,500 円
	C 型肝炎検査（HCV 抗体）	1,000 円
	前立腺検査（PSA）	1,000 円
	マンモグラフィ検査	1,500 円
	乳がん超音波（エコー）検査	1,500 円
	子宮頸がん細胞診検査	1,500 円

○他団体の補助・助成と財団からの補助は重複できません。

保険

普通保険	大樹生命の保険を保険料割引がある団体扱いへ 随時加入可
新潟県教職員年金制度	団員のみが加入できる独自の年金保険制度 9 月～ 10 月募集

あっせん・その他

手帳・ダイアリー	現職団員は希望の方へお届け 継続団員は手帳をお届け
広報	広報「厚生財団」年 3 回（4 月・7 月・1 月）発行
継続団員連絡会	継続団員を招待 9 月開催（県内 4 会場）
退職を祝う会	25 年以上在団して年度末に退職したときに招待 6 月開催（県内 3 会場）
退職準備金銀行借入れ	退職前 8 年～ 4 年 700 万円まで 3 年以内 1,100 万円まで